志賀町郵便入札の手引き

1. 郵便入札とは

郵便により入札書等を送付する入札方法をいいます。なお、郵送によるほか、直接 持参することも可能とします。郵送または持参により入札書等が志賀町に到達したも のについて、郵便入札と扱います。

2. 入札の参加方法について

(1) 郵送する場合

①郵送の方法

- 一般書留又は簡易書留のどちらかで郵送してください。
- ・入札書は、二重封筒(中封筒と表封筒)で郵送してください。 なお、公告等により入札書と一緒に提出が必要な書類が明記されている場合は、 中封筒に同封してください。
- ・入札書の到達期限は、<u>開札日前日の午後5時</u>です。期限までに到達しない場合 は、棄権扱いとなります。
- ・郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担となります。

②中封筒 • 表封筒

- ・記載項目については、記載例を参照してください。
- ・中封筒には、必ず入札案件ごとの入札書を封入してください。 案件ごとに封緘した複数の中封筒を1つの表封筒に入れることは可能です。
- ・封緘の際にも使用印鑑届で届出した印を使用してください。

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の表封筒を省略できます。中封筒の記載項目、 封緘の方法、提出期限は郵送の場合と同じです。

受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した受領票 をお持ちください。

3. 入札書の取り扱い

到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認 のうえ提出してください。入札が中止又は取消しとなった場合でも、入札書は返却し ません。

4. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を書面で提出してください。

入札書提出後の辞退は認められません。

5. 開札の立会い

開札には、入札事務に関係のない職員が立ち会います。

6. 再入札について

再度の入札を行う場合は、第1回目の入札を含め、2回までとします。応札者には 2回目の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書提出期限を別途通知し ます。

7. 同額の入札参加者が複数いた場合

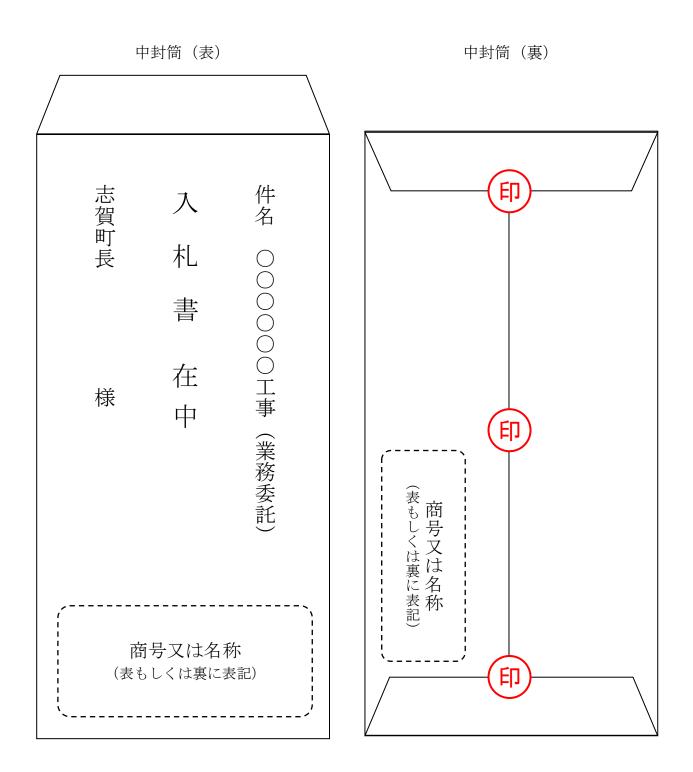
開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある時は、くじに より落札者(落札候補者)を決定します。

原則、該当する応札者がくじを引くものとします。くじの辞退はできません。くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引きます。なお、くじを引く日時、場所は入札執行課が別途通知します。

8. 結果通知

落札者 (落札候補者) には電話にて通知します。

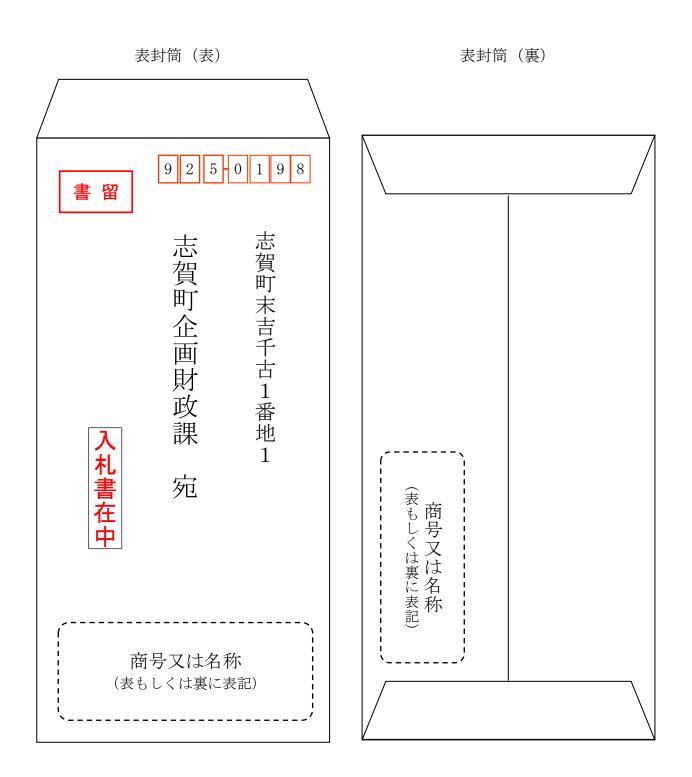
封筒の記載例 (中封筒)



入札件名と入札参加者の商号又は名称を記載し、使用印鑑届により届け出た印で封緘 してください。

建設工事の入札書には、必ず工事費内訳書(見積内訳書)を中封筒に同封してください。工事費内訳書の同封がない場合は無効となります。建設工事以外の業務委託及び物品の入札書には、見積内訳書の同封は必要ありません。

封筒の記載例 (表封筒)



「入札書在中」と朱書きで記載してください。

入札書を持参する場合で、受領確認が必要な方は、<u>受領票に必要事項を記入の上、企</u> <u>画財政課</u>までお持ちください。

入札書受領票

				受 領 印
入札件名				
	(月	日 入札)	
商号又は 名称				

入札書の記載例

			入		札		書	(第	回目)		
金	十億	億	子万	百万	十万	万	<i>F</i>	百	+	<i>P</i>		
(消費税相当額は、除く)												
ただし、												
令和○○年○○月○○日												
志	質町長			様								
				住	別		だ賀町○ 株式会社	0000)番地○ □□□□	号		
				氏	名		表取締		00	印		

郵便入札は、代理人での提出はできません。(委任状は不要です。)

入札書は、入札参加資格申請をした代表者名で記載し、使用印鑑届で届出した代表者 印を使用してください。なお、入札参加資格申請時に委任先を登録している場合は、委 任先の代表者名、使用印鑑届で届出した委任先の代表者印を使用してください。